【 1 】 次の文章を読んで問いに答えよ。

縄文時代には①黒曜石など石器の原材料や(1)(硬玉)などの分布状況から、かなり遠方の集 団との交易もおこなわれていたことが知られている。

奈良時代の平城京には、東西の市が設けられ(2)がこれを監督した。市では、地方から運ば れてきた産物や、官吏に現物給与として支給された布や糸などが交換された。(3)国②秩父郡か ら銅が献上されると、政府は年号を(4)と改め、7世紀の(5)天皇時代の③富本銭に続 けて(6)にならい(7)を鋳造した。銭貨は都の造営にやとわれた人びとへの支給など宮 都造営費用の支払いに利用され、政府はさらにその流通をめざして④蓄銭叙位令を発したものの、京・ 畿内を中心とした地域の外では、稲や布などの物品による交易がおこなわれていた。

奈良時代初めの(7)のあと、国家による銅銭の鋳造は、10世紀半ばの⑤乾元大宝まで12回 にわたり続けられて本朝十二銭と呼ばれた。

問1 (1)~(7)にあてはまる語をそれぞれの語群から選び、記号で答えよ。

(知識・理解)

(1) ア. アスファルト イ. ひすい ウ. サヌカイト エ. 安山岩 (2) ア. 防人司 イ、市司 ウ.里長 エ、郡司 エ. 上野 (3) ア. 武蔵 イ. 相模 ウ. 上総 イ.養老 (4) ア. 大宝 ウ.天平 エ.和銅 (5) ア. 天智 イ. 天武 ウ. 持統 エ. 文武 (6) ア. 魏 イ. 漢 ウ. 隋 エ. 唐 (7) ア. 永楽通宝 イ. 神功開宝 ウ. 和同開珎 エ. 万年通宝

問2 下線部①の産地を次から選び、記号で答えよ。 (知識・理解)

ア. 奈良県二上山 イ. 秋田県道川 ウ. 長野県和田峠 エ. 新潟県姫川

問3 下線部②の年を次から選び、記号で答えよ。 (知識・理解)

イ. 708年 ウ. 711年 エ. 715年 ア. 701年

問4 下線部②にある「秩父郡」は現在の何県にあるのか、次から選び、記号で答えよ。

(知識・理解)

ア. 東京都 イ. 栃木県 ウ. 神奈川県 エ. 埼玉県

問5 下線部③が発見された遺跡名を次から選び、記号で答えよ。 (知識・理解) ア. 飛鳥池遺跡 イ. 荒神谷遺跡 ウ. 吉野ケ里遺跡 エ. 唐古・鍵遺跡

問6 下線部④が出された年を次から選び、記号で答えよ。 (知識・理解)

イ. 711年 ウ. 718年 エ. 723年 ア. 708年

問7 下線部⑤を発行した天皇を次から選び、記号で答えよ。 (知識・理解)

ア. 嵯峨天皇 イ. 宇多天皇 ウ. 村上天皇 エ. 白河天皇

【 2 】 次の授業のノートを見て問いに答えよ。

- I. 公地公民制の変化
 - 1. 人口増加、荒廃田の増加、税の増収確保→A□□□の不足
 - 2. 班田農民の負担過重

男性よりも女性の負担が軽かったために B□□をいつわったりした偽籍、本籍地を離れる

- (1)・逃亡、官の許可を得ないで勝手に税負担のない僧尼になる私度僧・資人などの増加。 →課丁減少による財源不足
- 3. a 班田実施の困難
- Ⅱ. 公地公民制の崩壊
 - 1. 百万町歩の開墾計画 2. b 三世一身法 3. c 墾田永年私財法
- Ⅲ. 大土地所有の復活
 - 1. 墾田の集中
 - 2. 初期荘園の発生→自墾地系荘園・・ほとんどが d 輸租田
 - 3. 政府の荘園経営→有力農民を利用した直営方式を採用して収入をはかる。 823年、大宰府において (2)田を、879年、畿内に官田を設ける。 天皇も勅旨田とよぶ田を持つ。
 - 4. C□□□系荘園の成立
 - i. 名田
 - ① 初期荘園の現地経営にあたっていた田堵はしだいに成長し、自ら墾田をもち、名田を経営する名主となった。
 - ② 名主はより大きな権力の干渉・侵略から守るため、領主権を中央貴族や大寺社に荘園を寄進した。寄進を受けた貴族・寺社を(3)というが、その(3)だけでは荘園の特権を守ることが困難な場合には、より上級の権力者(4)に寄進した。
 - ii. 荘園の構造
 - ① 荘園領主・・荘園の寄進を受けた名義上の領主。 荘園領主は、領主権を保護する代わりに年貢・手工業製品や特産物をおさめる(5)、 労役奉仕をする(6)を収納した。
 - ② 荘官・・下司・公文などとよばれた。名田の(7)領主が任命されることが多く、現地での荘園経営にあたる。
 - ③ 荘民・・荘園の農民。名主や豪族は、隷属する下人・所従を使って名田を耕作し、一部を作 人に小作させた。
 - 5. 不輸の権の獲得→不輸の権を認められた荘園を e 官省符荘という。
 - 6. f 不入の権の獲得
- 7 荘園整理令
 - i. 主な荘園整理令
 - ① 延喜の荘園整理令 ② g 延久の荘園整理令

- 古代史 経済編 問1 A~Cの□にあてはまる漢字を記せ。□には漢字1字はいる。(知識・理解) 問 2 (1)~(7)にあてはまる語を次から選び、記号で答えよ。(知識・理解) ア. 公事 イ. 本家 ウ. 夫役 エ. 浮浪 オ. 公営 カ. 開発 キ. 領家 問3 下線部 a について、6 年 1 班であった班田の期間を何年に 1 班に改めたか、次から選び、記号で 答えよ。 (知識・理解) ア.8年 ウ. 12年 エ. 15年 イ.10年 問4 下線部bが出された時の政界の実力者を次から選び、記号で答えよ。 (知識・理解) エ. 藤原仲麻呂 ウ. 橘諸兄 ア. 藤原不比等 イ.長屋王 問5 下線部cが出された時のことについて、問いに答えよ。 ① この時の政界の実力者を次から選び、記号で答えよ。 (知識・理解) ア.藤原不比等 イ.長屋王 ウ.橘諸兄 エ.藤原仲麻呂 ② これと同じ年に出された史料を次から選び、記号で答えよ。(思考・判断・表現) ア. 詔して $^{\circ}$ だ $^{\circ}$ さ、「・・・ $^{\circ}$ でしく天下の諸国をして、各七重塔一区を $^{\circ}$ が、ひ造らしめ、 $\overset{\circ}{H}$ せて金光明 最勝王経・妙法蓮華経、一部を写さしむべし。 イ. 菩薩の大願を発して、廬舎那仏の金銅像一躯を造り奉る。・・・夫れ天下の富を着つ者は朕なり。 天下の勢を有つ者も朕なり。 ウ. 夏四月、乙酉。廬舎那大仏の像も成りて始めて開眼す。この日東大寺に行幸す。天皇みずから文 武百官を率る、済を設けておおいに会せしむ。 問 6 下線部 d で**ないもの**を次から選び、記号で答えよ。 (知識・理解) ウ. 功田 エ、寺田 ア. 位田 イ.賜田 問7 下線部 e を認めた中央官庁は太政官と何省か、次から選び、記号で答えよ。 (知識・理解) イ. 式部省 ウ. 大蔵省 エ、宮内省 ア、民部省 問8 下線部fは何という国衙の使者の立ち入りを認めない権利か、次から選び、記号で答えよ。 (知識・理解) ア. 検非違使 イ. 勘解由使 ウ. 検田使 エ. 押領使 問9 下線部gに関して次の問いに答えよ。 ① 何天皇の時に出されたものか、次から選び、記号で答えよ。 (知識・理解) ア. 醍醐天皇 イ. 後冷泉天皇 ウ. 後三条天皇 エ.白河天皇 ② これを行うにあたって、太政官の下に設置された機関を次から選び、記号で答えよ。(知識・理解) イ. 衛門府 ウ. 弾正台 エ. 健児 ③ 下線部 g に関する記述として誤っているものを、次から選び、記号で答えよ。 (思考・判断・表現) ア. 証拠書類のない荘園や、寛徳二年以降新立の荘園を整理・没収した。
 - イ. 摂関家の荘園は、整理の対象からはずされた。
 - ウ、年代の新しい荘園や書類不備のものなど、基準にあわない荘園を停止した。
 - エ. 国司の地方行政の障害になるものは廃止した。

【 3 】 古代経済史の正誤問題

- 1 A. 弥生時代の初期には、耕作用の農具は刃先まで<u>鉄製</u>の鋤や鍬が用いられ、収穫は石包丁による 穂首刈りがおこなわれた。
 - B. 弥生時代には、穀を穂からとり、もみがらを穀粒から取り去る<u>脱穀</u>には木臼と竪杵が用いられ、 収穫物は高床倉庫や貯蔵穴におさめられた。
- 2 A. 和同開珎は銀銭と銅銭の2種類が作成され、711年には蓄銭叙位令を出して流通を奨励した。
 - B. 和同開珎から 958 年の乾元大宝まで 12 種類の銅銭が鋳造された。これらを本朝十二銭とよぶ。
- 3 A. 政府は、6年ごとに戸籍を作成し、それに基づいて6歳以上の男女に口分田を班給した。
 - B. 口分田の面積は、男子は2段、女子は<u>その3分の1</u>であった。口分田は一生の間使用できるが、 売買は許されなかった。
- 4 A. 租は口分田などの収穫から3%程度の稲をおさめるもので、おもに諸国において貯蔵された。
 - B. 調・庸は、絹・布・糸や各地の特産物を中央政府におさめるもので、おもに正丁に課せられ、それらを都まで運ぶ運脚の義務はなかった。
- 5 A. 723 年、藤原不比等の政権は三世一身の法を出して墾田開発を奨励し、開発地の期限付き私有を許した。
 - B. 藤原仲麻呂の政権は、743年に墾田永年私財法を発し、土地公有の原則を自ら否定した。土地私有は合法的に認められたが、位階によって私有面積が制限された。
- 6 A. <u>初期荘園</u>は、経営拠点の荘所を中心に、国司・郡司の地方統治に依存して営まれ、独自の荘民 をもたず、郡司の弱体化にともない衰退していった。
 - B. 開発領主らが国司・郡司の干渉排除のため、名目上、土地を中央の有力貴族・寺社に寄進して成立した荘園を寄進地系荘園という。
- 7 A. <u>桓武天皇</u>は班田収授を励行させるため、6年ごとの戸籍作成に合わせて6年1班であった班田の期間を12年1班にあらためた。
 - B. <u>嵯峨天皇</u>は、公出挙の利息を利率 5 割から 3 割に減らし、雑徭の期間を年間 60 日から 30 日に 半減するなど負担を軽減した。
- 8 A. 朝廷や権門勢家に財物を寄進して、官職に任命されることを成功といい、成功によって再任されることを重任という。
 - B. 国司の中には、在京のまま任国に赴任せず、かわりに目代を派遣して国司の収入だけを手に入れる遥任も現れた。
- 9 A. 不輸の権を得た荘園では、下司や公文など現地の<u>荘官</u>が国衙に納入していた年貢・公事を徴収 し、荘園領主(領家)に納めた。領家はその一部を本家に上納した。
 - B. 荘園支配が確立するにともない、不輸の権を根拠に、国衙の<u>検非違使</u>や追捕使の立ち入りを拒否する不入の権を獲得する荘園もあった。
- 10 A. 9 世紀初めから皇室の財源として、天皇の勅旨によって開墾が進められた。班田農民を使役して開発した皇室領を公営田といい、皇室が荘園領主化した。
 - B. 9世紀初めに大宰府は租税の滞納を補うため、農民 5人に1町歩ずつ田をわりあてて耕作させ、 収穫物を納めさせた。この大宰府の直営田を官田という。

解答

【1】 問1 1 (イ) 2 (イ) 3 (ア) 4 (エ) 5 (イ) 6 (エ) 7 (ウ) 問2 ウ 問3 イ 問4 エ 問5 ア 問6 イ 問7 ウ

問1は各2点、問2~問7は各1点 計 20点

【2】 問 1 A 口分田 B 戸籍 C 寄進地

問21. (エ) 2. (オ) 3. (キ) 4. (イ) 5. (ア) 6. (ウ) 7. (カ)

問3 ウ 問4 イ 問5 ① ウ ② イ 問6 エ 問7 ア 問8 ウ 問9 ① ウ ② ア ③ イ

問1・問2は各2点、問3~問9は各1点 合計 30点

 (3) 1 (ウ)
 2 (ア)
 3 (イ)
 4 (イ)
 5 (エ)

 6 (ア)
 7 (ウ)
 8 (ア)
 9 (イ)
 10 (エ)

各 2 点 合計 20 点